

郡山市立御代田小学校 いじめ防止基本方針 (令和5年3月改定)

1 いじめの定義といじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

【本校における基本姿勢】

いじめは、重大な人権侵害であり、人として許されない行為である。

いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携の下、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、決していじめを見逃さず、いじめがある場合は迅速かつ適切にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定めた。

2 いじめの「見逃しゼロ」に向けて

教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校組織として一貫して対応するために以下のように定める。

(1) 方針

- ① 教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。
- ② 日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」ということを、児童一人一人の心に深く刻み込む指導を行う。
- ③ 担任の学級経営力を高めるための努力を日常的に行う。
 - ・ ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保障された学級づくり
 - ・ 教師と子ども、子どもと子どもの中に、心のつながりのある関係づくり
- ④ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
 - ・ 基礎的・基本的事項の確実な習得
 - ・ 主体的に取り組むことができる「課題」づくり
 - ・ 仲間との関わりを通し、さらに自分の学びを高めることができる授業づくり
 - ・ 学びを振り返り、成長した自分を自覚できる授業づくり
 - ・ 特別な支援が必要な児童に対する適切な配慮と指導

(2) 児童に身につけさせるべき力と方策

① 児童に身につけさせるべき力

自主的にいじめの問題について考え、議論しながら、いじめの防止を推進できる力

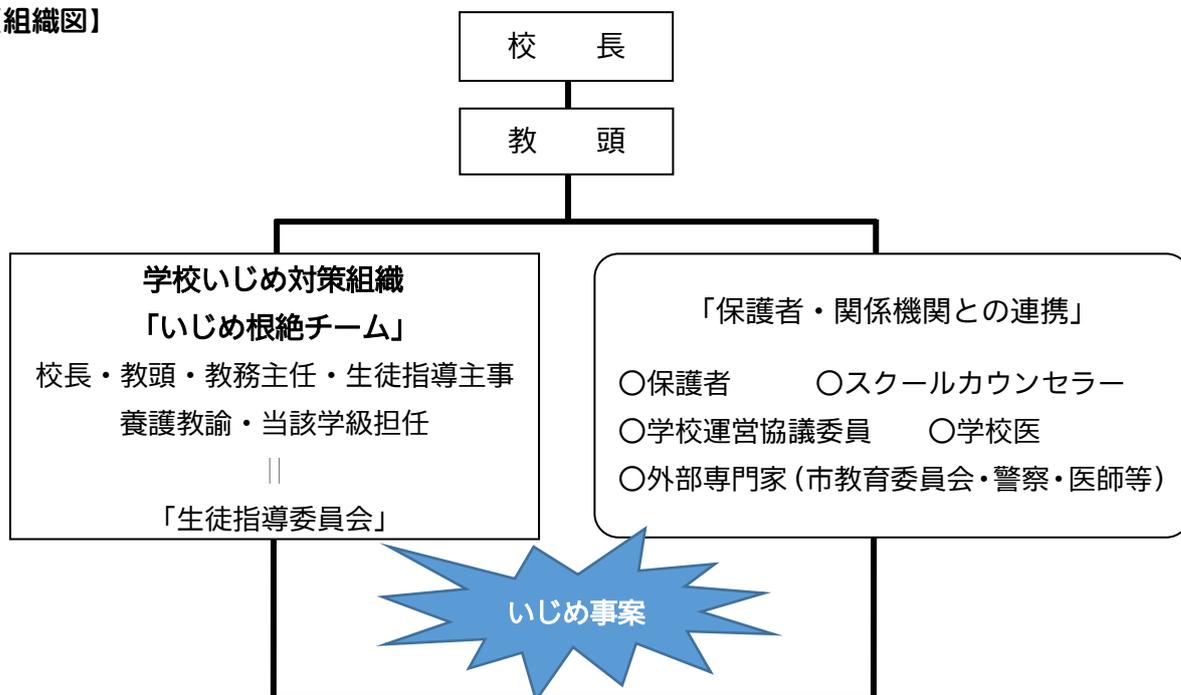
- ・ 日々の授業や行事等で培われる自己肯定感
- ・ 相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る「コミュニケーション能力」
- ・ 権利や人権についての正しい認識と判断力
- ・ 助けを求めたり、相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力
- ・ 周囲の状況を自分のこととして考え対応する力

② 方策

- ・ 道徳科の授業、学級活動、児童会等の特別活動の充実を図る
- ・ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動の推進
- ・ 各教科等や行事と関連させた総合的な学習の時間の推進
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり
- ・ 一人一人が活動でき、自己肯定感が得られる集団づくり
- ・ 他者の役に立っていることを感じ取れる、自己有用感を味わう機会の設定
- ・ 主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験機会の設定
- ・ 年度始めにホームページ等において基本方針を公開し、保護者や地域住民の理解を得る場の確保

(3) 事案への対応及び早期発見のための具体的な取り組み

【組織図】



① 「いじめ根絶チーム会議」の開催

- ・ 「いじめ根絶チーム」のメンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任とし、事案に対して速やかに開催する。参加メンバーは、流動的とする。
- ・ 児童及びその保護者、教職員が相談できる体制を整備する。
- ・ 「秘密を守る」「話しやすい」「全力で守る」の三原則をもって対応する。
- ・ 会議記録を取り、個人情報については適切に扱う。

② 早期発見のための具体的な取り組み

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、家庭や地域、学校運営協議委員会との積極的な連携を深めるとともに協働体制を構築する。
- ・ 積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、危機感をもっていじめを察知する。
- ・ 定期的なアンケート（5月・10月・2月の年3回、困りごと調べ）を実施する。
- ・ 休み時間などの児童の様子や、個人ノートや日記を活用し、情報収集に努める。

③ 年間計画「いじめの防止プログラム」年間計画

時 期	内 容 (いじめを根絶するための契機)	関連事項	
1 学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間指導計画の確認 ・ 「みよた家族へようこそ」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生徒指導委員会 ・ 「いじめの防止プログラム」及び「いじめ対応マニュアル～教師用～」を組織で確認する。
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期連休中への指導 ・ 困りごと調べ① ・ 「みよた家族ふれあい活動」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめ防止指導用リーフレット」を活用する。 ・ 校内生徒指導委員会
	6月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議委員会 ・ 校内生徒指導委員会
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休みに向けての生徒指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生徒指導委員会
2 学 期	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休み中の生徒指導 	
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議委員会 ・ 校内生徒指導委員会
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常観察 ・ 困りごと調べ② 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生徒指導委員会
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生徒指導委員会
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談（保護者対象） ・ 冬休みに向けての生徒指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生徒指導委員会
3 学 期	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生徒指導委員会
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困りごと調べ③ ・ 日常観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生徒指導委員会
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の反省と来年度の課題設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内生徒指導委員会

3 「いじめの防止プログラム」～いじめへの対応～

(1) 素早い事実確認と報告・連絡・相談

- ① 発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事実でも、関係職員へ連絡し、情報及び対応を確認するとともに、場合によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応し、見守る。
- ③ 児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全や個人情報の管理には十分に配慮する。
- ④ いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめを受けた児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察に相談して対処する。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報後のチームの立ち上げ及び組織的な対応

- ① 発見・通報を受けた教職員は学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応を図る。(法第23条第1項の規定により、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からいじめに係る相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報。その他の適切な措置をとる。)
- ② 学校いじめ対策組織の委員が中心となり速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・課外児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。(学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得るので注意する。)

(3) 被害児童への対応及びその保護者への支援

- ① いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめた児童には十分に配慮する。また、児童の個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。また、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめを受けた児童の安全を確認する。
- ③ 必要に応じて、SCや外部の専門家に協力を求める。
- ④ いじめが解消したと安易に判断することのないようにするため、以下の要件が満たされているかどうかを吟味・検討する。
 - ア いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が3ヶ月を目安として止んでいること。
 - イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で当該児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② 事実確認をしっかりと行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、再発の防止を図る。また、保護者に連絡し、理解や納得を得た上、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、事案の背景にも目を向け、当該児童の安心と安全、そして健全な人格の発達に配慮する。また、児童の個人情報の取り扱い等には十分留意して以後の対応を行っていく。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法11条の規定に基づき、適切に児童に対して懲戒を加えることも検討する。なお、状況に応じて出席停止制度の活用については、郡山市教育委員会と十分に協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

(6) ネットいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害があった場合、プロバイダーに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報し、適切に対処する。
- ② 校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

4 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実態

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又いじめにより当該児童が「相当な期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、第三者を含めた調査組織を設け、適切な方法により重大事案に関わる事実関係を明確にするための調査を行う。

【重大事態として想定されるケース】

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を受けた場合
- 精神性の疾患が発生した場合
- 相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

【調査の主体及び組織の構成】

- 教育委員会又は学校
- 教育委員会は、調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断
 - ・ 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会が支援
 - ・ 学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査（市いじめ対策条例に基づき調査を実施）

（２） 重大事態の報告

- ① 事実関係、その他の必要な情報等について速やかに郡山市教育委員会を通じて、郡山市長へ報告する。
- ② 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても、報告・調査にあたる。

（３） 詳細な事実関係を明確にするための調査

- ① 調査は、公平性・中立性を確保し、被害児童及び保護者の「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解した上で、いじめの事実の全容を解明する。
- ② ※郡山市いじめ問題調査委員会による調査が実施される場合、学校又は教育委員会は、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に努める。

（４） 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ② 調査結果については、教育委員会が市長に報告する。

（５） 調査結果を踏まえた対応

調査結果に基づき、被害児童に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う。加害児童に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を理解させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う。

※ 郡山市いじめ問題調査委員会

郡山市教育委員会の附属機関として設置され、各学校からのいじめの報告や相談を受け、市教育委員会が必要と認めた場合や、重大事態が発生した場合等、その対応や調査のために開催するもの。委員として、専門的な知識及び経験を有する第三者を委嘱し、公平性・中立性を確保する。構成員は5名以内であり、法律、医療、心理、福祉等に関し、学識経験を有する者。（「郡山市いじめ防止基本方針～『どの子ども思う存分学べる学校づくり』を指して～ 平成26年4月策定 最終改定令和5年2月」より）